

(証券コード2792)
平成27年7月31日

株 主 各 位

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社 ハニーズ
代表取締役社長 江 尻 義 久

第37回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月17日（月曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月18日（火曜日）午前11時
2. 場 所 福島県いわき市平字一丁目1番地
いわきワシントンホテル椿山荘 3階 アゼリアの間
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第37期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.honeys.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。

◎ 本招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.honeys.co.jp>)において周知させていただきます。

事業報告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げ直後の落ち込みや年明け後の反動増など、浮き沈みの大きい状況となりましたが、個人消費については、消費増税や輸入物価の上昇などにより実質所得が伸び悩み、回復は緩やかなペースにとどまりました。

当社グループが属する婦人服専門店業界は、消費マインドの冷え込みに加え、円安や中国の人件費上昇に伴う仕入コストの上昇から、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、人口構造の変化に対応すべく、より幅広い年齢層に訴求できるブランディングやコーディネート提案に取り組みました。その他、ファッション誌とのコラボレーション企画や実店舗とオンラインショップとの連動企画など、さまざまな販促活動に取り組み、販売力の強化を進めてまいりました。

また、仕入コストの上昇に対応するため、引き続き生産国のアセアンシフトを進めました。ミャンマーにおいては、年間を通して安定生産を続けた第1工場に続き、本年3月、2,500人規模を目指す第2工場が操業を開始しました。

店舗展開に関しましては、引き続きスクラップアンドビルドを進めた結果、当連結会計年度末における国内店舗数は847店舗となりました。

中国子会社である好麗姿（上海）服飾商貿有限公司（注）におきましては、不採算店舗を中心に退店を進めた結果、当連結会計年度末における直営店舗数は525店舗となりました。

収益面では、国内におきましては、個人消費の冷え込み等により、売上高が前年を下回ったことから、営業利益は減益となりましたが、為替ヘッジを目的とするデリバティブ評価益が増加し、経常利益、当期純利益は大幅な増益となりました。

また、中国子会社におきましては、既存店が回復し売上高が増加した結果、営業損失は縮小しました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高590億20百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益21億67百万円（同6.4%減）、経常利益44億27百万円（同107.1%増）、当期純利益19億48百万円（同250.2%増）となりました。

（注）「好麗姿（上海）服飾商貿有限公司」の社名は中国簡体字を含んでいるため、日本語常用漢字で代用しております。

② 地域別・品目別売上高の概況

当連結会計年度における売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比(%)	構成比(%)
日 本	45,660	95.0	77.4
中 国	13,359	111.0	22.6
合 計	59,020	98.2	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における「日本」セグメントの品目別売上高は、次のとおりであります。

品 目	金額（百万円）	前連結会計年度比(%)	構成比(%)
ト ッ プ ス	22,183	93.2	48.6
ポ ト ム ス	10,639	94.9	23.3
外 衣	6,855	97.6	15.0
雑貨・その他(注2)	5,981	99.4	13.1
合 計	45,660	95.0	100.0

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他には、EC事業のポイント引当金繰入額が含まれております。

当連結会計年度における「中国」セグメントの品目別売上高は、次のとおりであります。

品 目	金額（百万円）	前連結会計年度比(%)	構成比(%)
ト ッ プ ス	6,001	118.5	44.9
ポ ト ム ス	4,034	118.7	30.2
外 衣	2,828	92.7	21.2
雑 貨	493	94.9	3.7
合 計	13,359	111.0	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、年間を通じて店舗展開を実施し、総額23億80百万円（差入保証金含む）の投資を実施いたしました。その主なものは以下のとおりであります。

なお、営業能力に重要な影響を及ぼす設備の除却等はありません。

- ・高陽店（広島県）をはじめとする国内計27店舗および海外計33店舗の新規出店
- ・既存店活性化のために計113店舗の改装
- ・ミャンマー第2工場の建設ならびに竣工

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、株式または社債の発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

① 商品企画力の向上

市場の変化を見据えながら、商品ブランド（「シネマクラブ」、「グラシア」、「コルザ」、「コンフォートベーシック」等）のテイストやターゲットを柔軟に見直し、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発できる企画力の向上に努めてまいります。

② 適正価格の設定

原材料価格や人件費の上昇を、効率的な商品回転によりカバーすることによって、お客様にご支持いただけるような適正価格を追求してまいります。

③ 発注サイクルの維持

生産ラインの安定的な確保や品質の向上を推し進めると同時に、発注の短サイクル化を堅持し、常に新鮮な商品をお客様に提供いたします。

④ 中国事業の再構築

中国においては、店舗網の拡大を見据え、店舗運営体制および店舗開発力の強化に取り組んでまいります。

⑤ 生産拠点の多様化

生産拠点の中国一極集中を回避するため、ミャンマーにおいて自社工場の規模拡大を目指すほか、バングラデシュ、ベトナムなど生産拠点の多様化・分散化を追求してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

項目	期別			
	第 34 期 平成 24 年 5 月期	第 35 期 平成 25 年 5 月期	第 36 期 平成 26 年 5 月期	第 37 期 (当連結会計年度) 平成 27 年 5 月期
売上高	59,861	61,924	60,086	59,020
経常利益	5,214	5,232	2,138	4,427
当期純利益	2,640	2,737	556	1,948
1株当たり 当期純利益	94円65銭	98円12銭	19円94銭	69円88銭
総資産	37,393	38,045	36,826	42,161
純資産	27,307	29,990	30,004	33,555

(注) 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- (1) 第34期につきましては、原材料価格の上昇や天候不順の影響を受けたものの、震災後の復興需要や消費マインドの緩やかな改善など一部に復調の兆しが見られたことから、売上高は前期比7.6%増、経常利益は同42.0%増、当期純利益は同100.4%増となり、増収増益となりました。また、平成24年3月には、ミャンマー連邦共和国に製造子会社として現地法人Honeys Garment Industry Limitedを設立しております。
- (2) 第35期における国内事業につきましては、天候不順の影響などを受けて前年実績を割り込んだものの、経常利益および当期純利益は増益となりました。一方、中国事業につきましては、新規出店効果により大幅な増収となったものの、景気減速にともなう競争激化によって減益となりました。以上の結果、増収増益となりました。
- (3) 第36期における国内事業につきましては、不安定な天候や消費税増税の影響などにより減収減益となりました。一方、中国事業につきましては、増収となったものの販売競争の激化により価格優位性を発揮することができず減益となりました。以上の結果、減収減益となりました。
- (4) 第37期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

項目	期別			
	第 34 期 平成 24 年 5 月期	第 35 期 平成 25 年 5 月期	第 36 期 平成 26 年 5 月期	第 37 期 (当事業年度) 平成 27 年 5 月期
売上高	52,537	51,373	48,052	45,660
経常利益	4,341	4,802	2,403	4,580
当期純利益	1,989	2,563	1,075	2,524
1株当たり 当期純利益	71円31銭	91円88銭	38円53銭	90円55銭
総資産	34,858	34,433	33,583	38,322
純資産	25,775	27,929	28,094	31,537

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ハニークラブ	10百万円	100%	婦人服の企画・製造
好麗姿(上海)服飾商貿有限公司	1,470万米ドル	100%	婦人服の販売
Honeys Garment Industry Limited	1,446万米ドル (注)1	100%	婦人服の製造

- (注) 1. ミャンマー投資委員会の認可額は、2,000万米ドルであります。
2. 事業年度末日における特定完全子会社につきましては、該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および連結子会社3社で構成され、婦人衣料および服飾雑貨の製造販売事業（SPA）として、衣料品および服飾品の企画、販売ならびに製造を行っております。

当社は婦人服を販売する専門店チェーンであり、北海道から沖縄まで全国47都道府県にわたって、主にインショップ形態で店舗展開をしております。また、当社の出店と競合しない地区を中心として、パートナーショップ（商品供給店）を展開しております。

株式会社ハニークラブは、婦人衣料の製造業を営んでおります。

好麗姿（上海）服飾商貿有限公司は、中国国内における事業展開を進めております。

Honeys Garment Industry Limitedは、ミャンマーにおいて婦人衣料の製造業を営んでおります。

(8) 主要な営業所

① 当社

- イ. 本 社：福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
ロ. 物流センター：福島県いわき市
ハ. 東京事務所：東京都渋谷区
ニ. 大阪事務所：大阪府大阪市北区
ホ. 店 舗：直営 847店舗 パートナーショップ 1店舗 計 848店舗

都道府県	前期末店舗数 (店)	店舗異動状況		当期末店舗数 (店)
		出店(店)	退店(店)	
北海道	43	2	2	43
青森県	12	0	0	12
岩手県	12	0	0	12
宮城県	17	0	0	17
秋田県	12	0	0	12
山形県	12	0	0	12
福島県	20	0	0	20
茨城県	23	1	1	23
栃木県	18	0	0	18
群馬県	13	0	0	13
埼玉県	53	3	1	55
千葉県	43	3	2	44
東京都	56	0	2	54
神奈川県	53	0	0	53
新潟県	22	1	0	23
富山県	5	0	0	5
福井県	4	0	0	4
石川県	10	0	0	10
山梨県	5	0	0	5
長野県	17	3	1	19
岐阜県	8	2	0	10
静岡県	21	0	2	19
愛知県	39	1	1	39

都道府県	前期末店舗数 (店)	店舗異動状況		当期末店舗数 (店)
		出店(店)	退店(店)	
三重県	14	0	0	14
滋賀県	10	0	0	10
京都府	17	0	0	17
大阪府	58	2	4	56
兵庫県	50	0	2	48
奈良県	7	0	0	7
和歌山県	7	1	0	8
鳥取県	5	0	0	5
島根県	7	0	0	7
岡山県	10	0	1	9
広島県	18	1	0	19
山口県	13	1	0	14
徳島県	6	0	0	6
香川県	6	1	0	7
愛媛県	9	1	2	8
高知県	5	2	0	7
福岡県	33	1	2	32
佐賀県	5	0	0	5
長崎県	6	0	0	6
熊本県	10	0	1	9
大分県	6	0	0	6
宮崎県	6	0	0	6
鹿児島県	9 (1)	0	0	9 (1)
沖縄県	9	1	0	10
合計	844 (1)	27	24	847 (1)

- (注) 1. パートナーショップにつきましては、店舗数欄において () 内に外数として表記しております。
2. 店名は原則として「ハニーズ」を使用しております。その他の主な店名は、次のとおりであります。
- ・シネマクラブ ・ハニークラブ ・クロスオーバー ・グラシア ・シェリーコート
 - ・パンツワールド

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 104,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,900,000株（自己株式23,992株を含む。）
- (3) 株主数 48,185名
- (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社 E・E・Y	7,000	25.11
江尻 義久	4,303	15.44
江尻 英介	826	2.96
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	771	2.77
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	725	2.60
江尻 あい子	636	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	586	2.11
CBNY-CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	460	1.65
THE BANK OF NEW YORK 133522	439	1.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	372	1.34

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（23,992株）を控除して計算しております。
2. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成27年4月20日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年4月14日現在同社が3,681,772株（保有割合13.20%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 尻 義 久	株式会社ハニークラブ 代表取締役社長 好麗姿（上海）服飾商貿有限公司 董事長
取 締 役	西 名 孝	常務執行役員管理本部長 株式会社ハニークラブ 取締役 好麗姿（上海）服飾商貿有限公司 董事
取 締 役	江 尻 英 介	常務執行役員商品本部長 好麗姿（上海）服飾商貿有限公司 董事 Honeys Garment Industry Limited 取締役
取 締 役	國 井 達 夫	弁 護 士 國 井 法 律 事 務 所 所 長
常 勤 監 査 役	福 田 輝 男	株式会社ハニークラブ 監査役 好麗姿（上海）服飾商貿有限公司 監事
監 査 役	鈴 木 莊 一 郎	
監 査 役	野 口 博 壽	公 認 会 計 士 公認会計士・税理士野口博壽事務所 所長

- (注) 1. 取締役國井達夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
2. 常勤監査役福田輝男氏および監査役野口博壽氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役福田輝男氏、監査役鈴木莊一郎氏および監査役野口博壽氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1) 福田輝男氏は、株式会社常陽銀行の常務取締役等を歴任した後、常陽保険サービス株式会社の取締役社長を歴任しております。
 - (2) 鈴木莊一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、当社入社後は執行役員経理部長等を歴任しております。
 - (3) 野口博壽氏は、公認会計士の資格を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	62 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15 (10)
合 計	7名	77

- (注) 1. 役員の報酬限度額は以下のとおりであります。
- (1) 取締役の報酬限度額は、平成16年8月24日開催の定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議いただいております。
 - (2) 監査役の報酬限度額は、平成14年8月23日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、平成26年8月19日開催の取締役会決議に基づき、下記の算定方法により算出した賞与金7百万円が含まれております。
- (対 象) 業務執行取締役 3名
- (算定方法) 当該事業年度の営業利益率（単体ベース）に基づく下記係数を報酬年額に乗じて算定した金額を支給するものであります。なお、支給金額は当該取締役個別の報酬年額50%相当額を上限とするものであります。

営業利益率	乗ずる係数
8.0%以上	0.50
7.0%以上 8.0%未満	0.45
6.0%以上 7.0%未満	0.35
5.0%以上 6.0%未満	0.25
4.0%以上 5.0%未満	0.15
4.0%未満	0.10

(4) 社外役員等に関する事項（平成27年5月31日現在）

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社 外 取 締 役	國 井 達 夫	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	福 田 輝 男	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席して適宜質問し、意見を述べております。
社 外 監 査 役	野 口 博 壽	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席して、主に会計・税務の専門的見地から、適宜質問し、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32百万円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 | 32百万円 |
| その他の財産上の利益の合計額 | |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社のうち、好麗姿（上海）服飾商貿有限公司およびHoneys Garment Industry Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

- ③ 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、報酬等に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズ法令遵守マニュアル（役員用）」を制定し、代表取締役社長および取締役が率先してその精神を実践し、役職員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は、法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。
- ③ 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。
- ④ 法令遵守担当者、取締役、監査役、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。

なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する文書管理担当部長を任命する。
- ② 文書管理担当部長は、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し、定められた場所に、定められた期間保存する。
- ③ 取締役および監査役は、常時、これらの保存文書等を閲覧できるものとする。
なお、文書管理規程を変更する場合は、事前に、監査役会の承認を受けるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な影響を及ぼすリスクを、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、管理部門担当取締役を委員長、各部室長を構成員、総務部を事務局とするリスク管理委員会を設置する。

- ③ リスク管理委員会は、当社が業務を遂行していくうえで発生する可能性のあるリスクを、そのリスク特性に応じて分類し、リスク種類ごとに管理を行う所管部署を決定する。
- ④ リスク所管部署は、所管するリスクについて、リスクを発生させない仕組み、リスクの管理方法、許容できるリスクの量などを検討し、リスク管理委員会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、全社横断的なリスク状況、リスク対応方針等を取りまとめ、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 執行役員制度を導入し、戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確に区分して効率的な業務運営を行う。
- ② 業務執行取締役、執行役員を構成員とする執行役員会議を設置するほか、業務執行に関わる重要事項を評議するための各種会議体を設置する。
- ③ 取締役会規程、職務権限規程による意思決定、判断ルール明確化を図る。
- ④ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年間業績目標と予算策定、ITを活用した月次業績管理を実施する。
- ⑤ 取締役会および執行役員会議による月次業績レビューと改善策の実施を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズ法令遵守マニュアル（社員用）」を制定し、代表取締役社長が率先してその精神を従業員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は、法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。
- ③ 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。
- ④ 法令遵守担当者、取締役、監査役、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。

なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

- ⑤ 内部監査室は、内部監査規程に基づき、従業員の職務遂行状況について合法性、合理性、信頼性の観点から評価するとともに、法令、定款の重大な違反に關し、モニタリングを行い、結果を代表取締役社長に報告する。
- (6) **当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社グループの業務の適正に関して責任を負う担当取締役を任命し、担当部署を設置する。
 - ② 当社が定める法令遵守体制、リスク管理体制等の内部統制機能は、当社グループ全体を規定するものである。
 - ③ 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ④ 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当取締役および担当部署に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (7) **財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制**
- 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
- (8) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、内部監査室所属の従業員を、監査役を補助する従業員とする。
 - ② 監査役は、内部監査室所属の従業員に対して、監査業務上必要な事項を命令することができる。
- (9) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 監査役より、監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- (10) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告する。
 - ② 内部監査室が行う監査結果や内部通報制度による通報の状況についても報告する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、執行役員会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保する。
- ③ 監査役が、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士等を任用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 法令遵守体制

法令および各種社内規程の違反状況について、各所管部署より法令遵守担当役員に対し適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、コンプライアンス委員会において、改正個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

(2) リスク管理体制

リスク管理委員会において、各所管部署から報告された戦略リスク、業務プロセスリスクおよび不正リスクなどのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、リスク管理委員長から当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(3) グループ会社経営管理体制

グループ会社の経営管理につきましては、主に管理本部担当取締役が統括しております。担当取締役は、毎月開催される定例取締役会においてグループ各社の業績および営業状況を報告しております。なお、内部監査室は内部監査計画に基づき、監査役と連携してグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(4) 財務報告の適正性と信頼性の確保

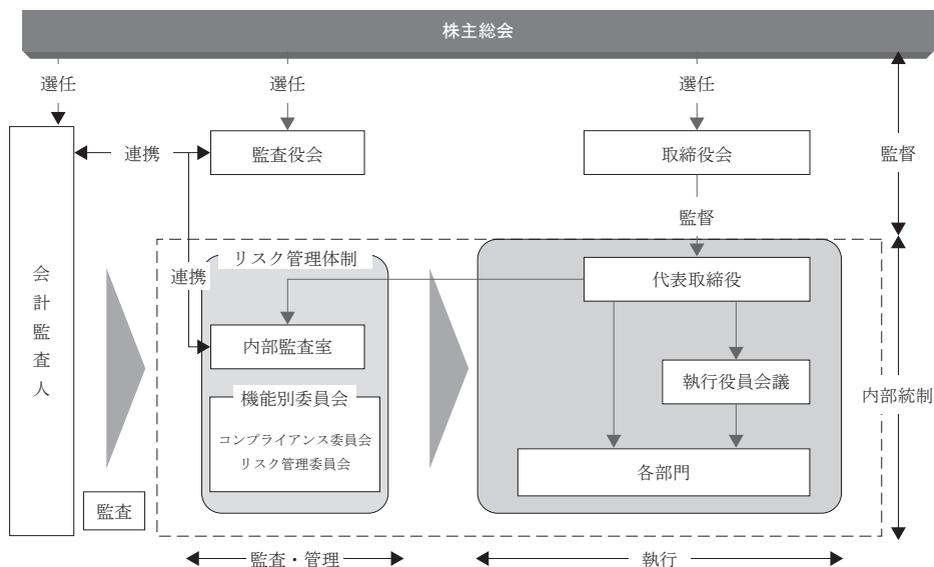
財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

(5) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

なお、コーポレート・ガバナンス体制につきましては、次頁の模式図をご覧ください。

当社コーポレート・ガバナンス体制



7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。また、比率については、表示桁未満の端数を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,690,135	流 動 負 債	6,855,796
現金及び預金	6,781,453	支払手形及び買掛金	1,271,428
売掛金	4,691,262	短期借入金	370,500
たな卸資産	7,789,610	未払法人税等	815,101
繰延税金資産	51,211	繰延税金負債	1,136,736
未収還付法人税等	106	ポイント引当金	2,590
為替予約	3,748,773	資産除去債務	15,301
その他	628,636	未払費用	2,128,017
貸倒引当金	△919	その他	1,116,119
固 定 資 産	18,471,370	固 定 負 債	1,750,664
有 形 固 定 資 産	9,892,185	退職給付に係る負債	940,106
建物及び構築物	6,756,219	資産除去債務	807,869
機械装置及び運搬具	69,890	その他	2,688
土地	2,128,913	負 債 合 計	8,606,460
建設仮勘定	87,498	純 資 産 の 部	
その他	849,662	株 主 資 本	31,003,140
無 形 固 定 資 産	377,670	資本金	3,566,800
その他	377,670	資本剰余金	3,941,880
投 資 そ の 他 の 資 産	8,201,515	利益剰余金	23,518,520
投資有価証券	42,261	自己株式	△24,060
繰延税金資産	639,666	その他の包括利益累計額	2,551,905
差入保証金	7,505,462	その他有価証券評価差額金	14,246
その他	23,027	繰延ヘッジ損益	1,123,811
貸倒引当金	△8,901	為替換算調整勘定	1,382,999
資 産 合 計	42,161,505	退職給付に係る調整累計額	30,847
		純 資 産 合 計	33,555,045
		負 債 純 資 産 合 計	42,161,505

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		59,020,062
売上原価		24,492,103
売上総利益		34,527,958
販売費及び一般管理費		32,360,882
営業利益		2,167,076
営業外収益		
受取利息	3,136	
受取配当金	1,362	
為替差益	199,183	
受取地代家賃	35,087	
受取補償金	6,567	
デリバティブ評価益	1,947,884	
補助金収入	69,147	
貸倒引当金戻入額	5,200	
雑収入	40,907	2,308,476
営業外費用		
支払利息	28,234	
雑損	19,687	47,921
経常利益		4,427,630
特別利益		
受取損害賠償金	7,580	7,580
特別損失		
固定資産除却損	296,845	
減損	238,685	
その他	37,856	573,386
税金等調整前当期純利益		3,861,824
法人税、住民税及び事業税	1,267,269	
法人税等調整額	646,202	1,913,471
少数株主損益調整前当期純利益		1,948,353
当期純利益		1,948,353

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,566,800	3,941,880	21,827,648	△13,902	29,322,426
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			300,155		300,155
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,566,800	3,941,880	22,127,804	△13,902	29,622,581
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△557,636		△557,636
当 期 純 利 益			1,948,353		1,948,353
自己株式の取得				△10,168	△10,168
自己株式の処分		0		10	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	0	1,390,716	△10,158	1,380,558
当 期 末 残 高	3,566,800	3,941,880	23,518,520	△24,060	31,003,140

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	6,117	△54,254	739,969	△9,357	682,474	30,004,900
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						300,155
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,117	△54,254	739,969	△9,357	682,474	30,305,055
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					—	△557,636
当 期 純 利 益					—	1,948,353
自己株式の取得					—	△10,168
自己株式の処分					—	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,129	1,178,065	643,030	40,205	1,869,430	1,869,430
当 期 変 動 額 合 計	8,129	1,178,065	643,030	40,205	1,869,430	3,249,989
当 期 末 残 高	14,246	1,123,811	1,382,999	30,847	2,551,905	33,555,045

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,215,212	流 動 負 債	5,051,842
現金及び預金	5,531,712	支払手形	36,931
売掛金	3,065,373	買掛金	524,724
たな卸資産	5,492,853	リース債務	3,345
前払費用	223,843	未払金	157,838
短期貸付金	1,584,000	未払費用	1,886,746
為替予約	3,748,773	未払法人税等	805,000
その他	569,575	未払消費税等	341,853
貸倒引当金	△919	繰延税金負債	1,136,736
固 定 資 産	18,107,724	預り金	77,971
有 形 固 定 資 産	7,031,143	ポイント引当金	2,590
建物	4,506,428	資産除去債務	14,119
構築物	98,519	その他	63,984
機械及び装置	58,710	固 定 負 債	1,733,572
車両運搬具	2,001	退職給付引当金	951,411
工具、器具及び備品	251,380	資産除去債務	779,472
土地	2,111,126	その他	2,688
リース資産	2,976	負 債 合 計	6,785,414
無 形 固 定 資 産	86,960	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	63,886	株 主 資 本	30,399,464
その他	23,073	資本金	3,566,800
投 資 そ の 他 の 資 産	10,989,621	資本剰余金	3,941,880
投資有価証券	42,261	資本準備金	3,941,880
関係会社株式	2,999,387	その他資本剰余金	0
出資金	1,540	利 益 剰 余 金	22,914,845
破産更生債権等	6,451	利益準備金	17,500
長期前払費用	2,529	その他利益剰余金	22,897,345
繰延税金資産	632,017	別途積立金	19,750,000
差入保証金	7,041,396	繰越利益剰余金	3,147,345
その他	272,938	自 己 株 式	△24,060
貸倒引当金	△8,901	評価・換算差額等	1,138,058
資 産 合 計	38,322,937	その他有価証券評価差額金	14,246
		繰延ヘッジ損益	1,123,811
		純 資 産 合 計	31,537,522
		負 債 純 資 産 合 計	38,322,937

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,660,921
売 上 原 価		19,606,498
売 上 総 利 益		26,054,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,900,960
営 業 利 益		2,153,462
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,178	
受 取 配 当 金	1,362	
受 取 地 代 家 賃	46,955	
為 替 差 益	242,138	
受 取 補 償 金	6,567	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	1,947,884	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ	148,148	
雑 収 入 額	34,382	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,200	2,439,816
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,410	
雑 損 失	9,526	12,937
経 常 利 益		4,580,342
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	7,580	7,580
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	79,384	
減 損 損 失	95,332	
そ の 他	17,417	192,135
税 引 前 当 期 純 利 益		4,395,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,224,613	
法 人 税 等 調 整 額	646,702	1,871,315
当 期 純 利 益		2,524,472

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	3,566,800	3,941,880	—	17,500	19,400,000	1,230,354	△13,902	28,142,631	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						300,155		300,155	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,566,800	3,941,880	—	17,500	19,400,000	1,530,509	△13,902	28,442,787	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△557,636		△557,636	
別途積立金の積立額					350,000	△350,000		—	
当 期 純 利 益						2,524,472		2,524,472	
自己株式の取得							△10,168	△10,168	
自己株式の処分			0				10	10	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	—	350,000	1,616,835	△10,158	1,956,677	
当 期 末 残 高	3,566,800	3,941,880	0	17,500	19,750,000	3,147,345	△24,060	30,399,464	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,117	△54,254	△48,137	28,094,494
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				300,155
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,117	△54,254	△48,137	28,394,650
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△557,636
別途積立金の積立額			—	—
当 期 純 利 益			—	2,524,472
自己株式の取得			—	△10,168
自己株式の処分			—	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,129	1,178,065	1,186,195	1,186,195
当 期 変 動 額 合 計	8,129	1,178,065	1,186,195	3,142,872
当 期 末 残 高	14,246	1,123,811	1,138,058	31,537,522

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月13日

株式会社ハニーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 和 郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 満 山 幸 成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハニーズの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハニーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月13日

株式会社ハニーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 和 郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 満 山 幸 成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハニーズの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月16日

株式会社ハニーズ 監査役会

常勤社外監査役 福田輝男 ㊟
監査役 鈴木莊一郎 ㊟
社外監査役 野口博壽 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当方針につきましては、株主の皆様への利益還元と、新たな事業展開に向けた内部留保の充実を勘案することとしております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金10円 総額 278,760,080円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月19日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,250,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,250,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が法制化されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」へと移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会にかかる規定の新設、ならびに監査役および監査役会にかかる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条および同第427条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を、第30条(取締役の責任免除)として新設するものであります。なお、第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い、現行規定第39条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) 上記のほか、条数等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>5</u>名以内とする。 <u>2</u> 当社の<u>監査等委員</u>である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区別して選任する。</u></p> <p>2 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第26条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の委任) <u>第27条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の規定に基づく重要な業務執行（同条第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) <u>第32条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) <u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) <u>第31条</u> 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年5月31日とする。 (新 設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当) <u>第39条 当社は、取締役会の決議によ</u> <u>って、毎年11月30日を基準日とし</u> <u>て中間配当（配当財産が金銭であ</u> <u>るものに限る。以下同じ。）をす</u> <u>ることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第37条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	えじり よしひさ 江尻 義久 (昭和21年9月2日生)	昭和44年4月 エジリ帽子店入社 昭和53年6月 有限会社エジリ(現株式会社ハニーズ)専務取締役 昭和60年3月 株式会社ハニークラブ代表取締役社長(現任) 昭和61年10月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年4月 好麗姿(上海)服飾商貿有限公司董事長(現任)	4,303,500株
2	にしな たかし 西名 孝 (昭和26年12月30日生)	昭和51年4月 株式会社常陽銀行入行 平成17年7月 当社入社 平成17年7月 株式会社ハニークラブ取締役(現任) 平成17年8月 当社常務取締役管理本部長 平成18年4月 好麗姿(上海)服飾商貿有限公司董事(現任) 平成19年8月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任) 平成27年7月 株式会社ハニーズハートフルサポート取締役(現任)	1,500株
3	えじり えいすけ 江尻 英介 (昭和51年1月24日生)	平成13年6月 当社入社 平成18年4月 好麗姿(上海)服飾商貿有限公司董事(現任) 平成18年8月 当社執行役員店舗開発部長 平成19年8月 当社取締役執行役員企画開発本部長 平成21年8月 当社取締役執行役員営業本部長 平成21年8月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員商品本部長(現任) 平成24年3月 Honeys Garment Industry Limited取締役(現任) 平成27年7月 株式会社ハニークラブ取締役(現任)	826,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ふくだてるお 福田 輝男 (昭和16年10月29日生)	昭和40年4月 株式会社常陽銀行入行 平成11年6月 同行執行役員東京営業部長 平成13年6月 同行常務取締役東京営業部長 平成15年6月 常陽保険サービス株式会社取締役社長 平成19年6月 同社相談役 平成20年8月 当社監査役 平成21年2月 当社常勤監査役(現任) 平成21年7月 株式会社ハニークラブ監査役(現任) 平成21年10月 好麗姿(上海)服飾商贸有限公司監事(現任)	— 株
2	くにいたつお 國井 達夫 (昭和33年8月28日生)	昭和62年4月 沖電気工業株式会社入社 平成11年11月 司法試験合格 平成13年10月 弁護士登録(福島県弁護士会) 國井法律事務所開設所長(現任) 平成17年8月 当社取締役(現任)	— 株
3	すずき そういちろう 鈴木 莊一郎 (昭和24年6月4日生)	昭和48年4月 株式会社常陽銀行入行 平成12年4月 同行笠間支店長 平成14年7月 同行土浦支店統括副支店長 平成18年1月 当社入社 平成18年1月 当社執行役員経理部長 平成21年6月 当社内部監査室室長代理 平成23年8月 当社監査役(現任)	1,350株
4	すずき よしお 鈴木 芳郎 (昭和33年1月28日生) 【新任】	昭和60年10月 新光監査法人入所 平成3年8月 鈴木公認会計士・税理士事務所開設所長(現任) 平成24年8月 有限会社東北企業会計センター代表取締役(現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田輝男氏、國井達夫氏および鈴木芳郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福田輝男氏は、株式会社常陽銀行の取締役等を歴任した後、常陽保険サービス株式会社の取締役社長に就任するなど、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 國井達夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき、経営体制の一層の充実を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 鈴木芳郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、会計業務の経験を通して培った幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
6. 当社は、國井達夫氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
7. 鈴木芳郎氏の選任が承認された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
8. 國井達夫氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終了の時をもって10年となります。
9. 当社は、現行定款において社外取締役との責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりませんが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、福田輝男氏、國井達夫氏、鈴木莊一郎氏および鈴木芳郎氏が取締役就任した場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
10. 会社法施行規則第74条の3に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役報酬限度額は、平成16年8月24日開催の定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および同第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、固定報酬枠（年額80百万円以内）と業績連動型の変動報酬枠（年額40百万円以内）をあわせて年額120百万円以内と定めること、ならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および同第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。また、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県いわき市平字一丁目1番地
いわきワシントンホテル椿山荘
3階 アゼリアの間
電 話 0246 (35) 3000



○電車をご利用の場合

JR常磐線「いわき駅南口」より徒歩 約7分

○お車をご利用の場合

常磐自動車道 いわき中央I.C.より 約10分

東北自動車道 郡山I.C.より常磐自動車道経由、いわき中央I.C.より 約10分